

EUにおける在欧日系ビジネス協議会 (JBCE) の ロビー活動 — CSR委員会の活動を中心に

田 中 信 弘

1 はじめに

今日、企業経営に関わるグローバルなレベルでのルールづくりが必要とされる領域が拡大している。これを企業サイドからみると、ルール策定過程に参画すべき必要性を強く意識するようになってきているのが近年の実情である。日本企業においては、従来、ルール形成後の対応に苦慮した幾多の経験から、政策過程に自らの立場を反映させる活動を重視するようになった¹⁾。個別企業だけではなかなか対応しきれないルール策定問題に対して、企業間の横断的な組織によるロビー活動²⁾も展開されるようになった。このような日本企業の実践活動が次第に効果をもたらすようになったのが近年の動向として興味深い。

本稿は、EU（欧州連合）の政策過程に着実な影響を及ぼすようになった事例として、在欧日系ビジネス協議会（Japan Business Council in Europe: JBCE）を取り上げ、設立経緯や近年の活動を眺め、JBCEの関係者に対し

¹⁾ 国際的なルールづくりへの関与のあり方について論じた著書として、藤井（2012）、西谷（2011）などを参照されたい。

²⁾ ロビー活動（Lobbying）の定義や起源・由来について、ここでは立ち入らないが、ヨース・ヴァルデンベルガー（2005）の第1章を参照のこと。同書においては、JBCEの活動が取り上げられている。

て行ったインタビューを踏まえて³⁾、日本企業がEUで展開しているロビー活動の現状を紹介する。EUにおいては、行政政府である欧州委員会が提案する法案が採択されると、加盟国において法制化が講じられるとともに、世界に影響を及ぼしている現状がある。EU規制と類似する法制が域外諸国において採用されることも少なくなく、また欧州で事業を展開する外国企業にもEU規制が適用される場合があるからである。後述のように、世界のグローバル企業は、EUに輸出する製品のサプライチェーンを監督する責務が生じており、さまざまなEU規制にすでに対応してきている。グローバルな活動を行う企業にとって、国々の規制の差異が大きく存在する経営環境は必ずしも望ましいものでない。そういう意味では、各国間の規制の差異を小さくし、必要な共通ルールを策定しようとする「規制協力」の議論もまた重要課題として位置するものといえる。

EUの政策過程においては、マルチステークホルダー・プロセスが志向され、企業関係団体をはじめ、労働団体、株主団体、NGO等の諸組織がパブリック・コンサルテーション等の機会を活用し、ロビー活動を展開している。このようなEU政策過程において影響を及ぼすようになったJBCEは、製造業を中心に、現在、ICT、電気電子、化学、自動車、機械、卸売、精密機器、製薬、鉄道、繊維、ガラス製造など、多様な業種の日本企業加盟76社(2016年1月時点)により構成され、ブリュッセルに拠点を持つ。

2 JBCEの設立経緯と運営体制

JBCEは、1999年10月にベルギー当局の認可を経て、在欧日系企業を代表する非営利法人として発足した。当時の会員数は24社、設立発起人は

³⁾ 2015年3月16日、ブリュッセルのJBCE事務局にて、事務局長川口征洋氏(現 経済産業省産業技術環境局環境政策課環境経済室課長補佐)、CSR委員会委員長/日立製作所欧州コーポレート事務所CSR・EU政策調査マネージャー木下由香子氏にインタビューを行った。

EUにおける在欧日系ビジネス協議会（JBCE）のロビー活動 — CSR委員会の活動を中心に

NEC、東芝、リコー、島津製作所の4社であるが、1952年12月に輸出入取引法に基づき、通商産業大臣（現在：経済産業大臣）の認可によって設立された非営利団体である日本機械輸出組合（Japan Machinery Center for Trade and Investment：JMC）のブラッセル事務所が主導する形で、当時、EU当局が進めていた環境リサイクル指令案（WEEE指令およびRoHS指令⁴⁾への対応を行うことになった。とりわけ、有害物質の電気電子機器への使用を禁じるRoHS指令への対応がJBCE設立の契機として重要であった⁵⁾。製品中の物質規制は、サプライチェーン構造に直接的に影響を与えるものであり、製品設計や部品調達体制を左右する。したがって、グローバル企業はEUに輸出される製品のサプライチェーンの裾野まで監督することが求められる。設立後の1999年11月には、JBCEが表明したポジションペーパー「OEM製品のリサイクル責任の所在」が欧州委員会の正式提案に採用されたことが初期の成功となり、その後のロビー活動を促進する効果を果たした⁶⁾。そのようなJBCEの活動実績が地道に積み重ねられた結果、その後、電機産業や化学産業を中心に広範な製造業企業の加盟が進んだ。また、自動車業界の大半はそれまで日本自動車工業会欧州事務所を通じた活動を行っていたが、2012年からはJBCEにも加入する企業も多くなった。

⁴⁾ 電気電子機器のリサイクルを規定するWEEE指令はWaste Electrical and Electronic Equipment Directive、有害化学物質の使用制限を促すRoHS指令はDirective on the Restriction of the use of certain Hazardous Substances in electrical equipmentの略称である。

⁵⁾ この時期、EU環境政策が工場から製品に環境規制対象の重点が移動した。また、政府間交渉が中心となる通商政策と異なり、環境政策は域内の利害調整が中心となるため、新しいロビー活動の様式を必要とするようになった。藤井（2009）を参照。

⁶⁾ 最大の成果となったのは、鉛使用禁止の例外を獲得したことであるといわれる。この面での技術的裏づけを一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）の協力のもとに発信できたことがJBCEの信用獲得につながっていった。ロビー活動の成否は、提案する政策アイデア自体の合理性と訴求力に大きく依存する（藤井,2009, p.135）。またEUの政策過程については、指令の決定過程の道筋として、欧州委員会の正式な提案となるまでと、欧州委員会提案が閣僚理事会および欧州議会に送付されてから後の2つの過程に区別されるが、前者の比較的早期の段階でのロビー活動がより重要である（藤井,2009, p.132）。

JBCEの目的は、欧州の政策等について、欧州における日本の産業界を代表し、欧州の政策立案に貢献することとされ、以下の使命（Mission）を有している⁷⁾。

- ・日本企業の欧州経済への貢献に対する理解を深め、日本とEUの架け橋となる。
- ・多業種にわたる会員の専門性を共有することで、EUの政策に貢献する。
- ・全ての業種にわたって日本企業が欧州の持続可能な成長を享受できるためのより良い、予測可能な環境を促進する。

このような使命の遂行にあたって、JBCEが欧州企業の利益を代表する欧州の団体として設立されたところに意味がある。実際の活動は、政策分野ごとの委員会により担われ、発足当初は、環境委員会、通商政策委員会、会社政策委員会、基準認証委員会、消費者政策委員会、情報社会委員会があり、2002年にCSR委員会が加わった。現在は、図表1のように、環境委員会、CSR委員会、会社政策委員会、基準認証委員会、通商委員会、情報社会委員会、企画委員会となっている。委員会の活動内容は、EUの政策情報の収集・分析からロビー活動の実施まで、政策関連サービスを会員企業に提供することである。具体的には、EUの法令案に対して内容の修正をもとめるポジションペーパーを公表し、その実現をはかるのに欧州委員会、欧州議会、欧州閣僚理事会等に直接働きかけていく。

会員企業はその関心分野に応じて各委員会に社員をメンバー登録し、登録者の総数は約350名となっている（2016年1月時点）。2013年度と2014年度の委員会の開催数と出席者数は図のとおりであり、環境委員会の開催数と出席者数が最大であり、次にCSR委員会の開催数と出席者数が多い（図表1参照）。

各委員会の近年の活動を簡潔に述べると、環境委員会については、設立の契機として重要であったWEEE指令およびRoHS指令における政策当局者へのロビー活動が功を奏し、EUの政策修正に成功するとともに、JBCE自

⁷⁾ JBCEホームページ「JBCE案内」を参照。

図表1 JBCEの各委員会の規模

委員会	2013 年度		2014 年度	
	開催数	出席者数 (年間の延べ人数)	開催数	出席者数 (年間の延べ人数)
環境	6	195	6	214
CSR	6	80	5	101
会社政策	4	77	2	31
基準認証	4	59	3	51
通商	3	51	3	60
情報社会	3	31	3	37
企画	4	40	3	55

(出所) JBCE事務局より入手。

体に対する政策当局者による高い認知を得ることとなった。すなわち、環境委員会に対するEU政策当局による信頼は、JBCEの他の委員会活動への信頼の素地としても機能することになる。近年、環境委員会は、RoHS指令の改訂に向けて選ばれたステークホルダーの一つとして欧州委員会との協働を行っている。そのほか、REACH規則の認可、ナノマテリアルの透明性向上、殺生物規則（Biocidal Product Regulation）、エコデザイン指令、資源効率（Circular Economy）などの政策面における議論の促進や意見書の提出などを行っている。

CSR委員会については、後述のように、紛争鉱物問題、欧州委員会のCSR戦略見直し、非財務情報開示指令などの動きを中心にフォローし、情報収集とロビー活動を行っている。また、欧州や米国等の企業関係者を招き、CSRの取組みについての討論を行っている。

会社政策委員会は、欧州合併指令、税制、企業年金問題などについて詳細な意見書を作成してきた。近年は「EU企業結合規則に関する白書」、「EU2020」のレビュー、税制に関するコンサルテーションに回答している。

通商委員会は、日-EU間FTA/EPAの締結に向けてEU政策当局と討議を行い、欧州議会関係者に対して日本のポジションを説明する機会を設けるほ

か、欧州産業界と連携して早期締結に向けた機運を醸成する活動を行ってきた。また、WTOに関係するイニシアティブなどのコンサルテーションに回答するなど日本企業の貿易体制をめぐる環境整備に向けた活動を行ってきた。

情報社会委員会は、2012年12月にData Protection Working Groupを設置し、EUの個人情報保護法案の審議に際し、在欧産業界で組織される団体の一員として活動を行ってきている。個人データの取扱いのほか、欧州デジタル単一市場戦略などICTを巡る政策動向に関心を有している。

基準認証委員会は、EU製品規制の政策動向をモニターしている。とくに環境案件ではRoHS指令やエコデザイン指令について、欧州及び国際基準認証の動向を調査している。

また、JBCEは、年1回、日欧の主要なビジネス関係者と経済閣僚が集う「日欧ビジネスラウンドテーブル」のメンバーであり、日欧両首脳に対し日欧産業界が行う提言の策定において主体的に参画していることも重要な機能の一つである。

JBCEの組織体制は、総会、理事会（理事会社10社から1名ずつ派遣される理事と事務局長の計11名で構成）、活動方針を企画検討する企画委員会、政策テーマ毎の委員会及び運営を管理する事務局で構成される。事務局については、現地採用職員が1名のみで、それ以外はJMCおよび会員企業からの派遣者で構成されており、常勤6名及び非常勤2名の運営体制となっている。また、年会費については、1社あたり6000ユーロとなっており、創設以来、産業団体や企業のボランティア体制を基礎に運営されているところが、プロパーの職員やプロのロビイストを多数抱えて活動している他の在ブリュッセルの類似団体との違いである。

3 近年のCSR委員会の活動

CSR委員会は2002年に発足し、現在は約45社のメンバーから構成されている（2016年1月時点）。近年は、年6回程度の会議が開催されたり、参加

EUにおける在欧日系ビジネス協議会（JBCE）のロビー活動—CSR委員会の活動を中心に
者数は環境委員会に次いで多い状況である。CSR委員会の役割は、①欧州のCSRに関連する政策モニタリングとロビイング、②個別課題に関する会員企業の情報交換の場、さらに、③日本と欧州のCSR議論の橋渡しを行う。JBCEとしてCSRの取組みを開始することになった経緯として、簡潔にEUのCSR動向に触れておこう（図表2参照）。

EUにおけるCSRは、2000年に合意した「リスボン戦略」に基づき積極的な政策的展開を遂げるようになる。欧州委員会は、CSR推進のための政策および行動計画を策定し、2002年、2006年、2011年にEUのCSR戦略として「コミュニケーション」(政策文書)を公表してきた。このようなEUのCSRに対する政策的スタンスを鑑みて、JBCEでは欧州CSRの動向把握を目的としてCSR委員会が設けられた。

一方、EUのCSR推進をフォローしていくための組織として、2002年に「欧州CSRマルチステークホルダー・フォーラム」(European Multi-Stakeholder Forum on CSR :EMSF)が創設され、CSRの実践をEUレベルで推進していくことが目指された。同フォーラムは、企業、労働団体、市民団体、NGO等の代表者らによって構成され、多くの参加者を得るなか、EMSFの活用がCSRの議論の方向性を決める場として重視されるようになっていった⁸⁾。

2009年には、EMSFにおいて非財務情報開示の規制に関する議論が焦点となり、各ステークホルダー（①企業、②投資家・金融関係、③市民団体・NGO、④労働組合、⑤加盟国・自治体）の立場を踏まえた形で、計5回のワークショップが開催された。このような動静を踏まえて、CSR委員会は在欧日系企業のスタンスについて話し合い、2010年2月に、「ESG情報開示に関する提言」を欧州委員会の複数部局に提出した。同提言では、欧州にお

⁸⁾ EUにおけるCSR政策は、マルチステークホルダー・プロセスにより進められることが前提である。2006年のコミュニケーションにおいて、CSRが企業の自主的な活動であるとした定義に反発したNGOは、以降、EMSFへの参加をボイコットした。欧州委員会は彼らとの関係再構築に努めたが、その際の重要課題となったのが「ビジネスと人権」と「非財務情報開示」であった（木下,2014）。

ける日系企業の価値が最も表現できる開示規制のあり方について意見表明し、企業の自主性に任せた開示を希望していること、もしも規制の方向で動くのであれば企業の価値を表現するフレームワークを選ぶ自由を与えて欲しいことを主張した。そして、その論拠として、①企業にとってマテリアルなものは企業自身が最も良く理解しているし、そうあるべきもので、その表現方法は企業が一番良くわかっている、②企業の価値の源泉（バリュードライバー）は多様であり、一定の画一的な指標で表すことは難しい、③国籍、ビジネスタイプ、企業文化などの要素によって個々の企業の価値基準が異なっている、という諸点をあげている⁹⁾。

そして、2011年4月には、「企業のESG情報開示と今後のステップに関するパブコメ」への回答を域内市場総局に提出した。この提言やパブコメへの回答に対しては、欧州委員会の域内市場総局からレスポンスがあり、同5月にESG情報開示に関するJBCEによる意見内容に関して討議する機会を得た。CSR委員会では、このような機会を起点として、政策担当者との討議機会を設けるなどして政策の方向性を探り、EUの政策過程において意見表明を行う重要な主体として位置づけられるようになっていった。

2011年10月の欧州委員会によるコミュニケーション「CSRに関するEU新戦略2011-14」では、具体的な政策の方針が示された。そこでは、①CSRの定義の改定、②CSRの範疇の拡大、③グローバルなアプローチへの協調、そして④行動計画などが明らかにされた。なかでも同コミュニケーションがカバーする8つの領域のうち、非財務情報開示の促進については、その後、2014年10月にEUとして「非財務情報開示指令」が発せられている。このようなEUの動静に対して、CSR委員会としては、非財務情報開示の規制のあり方をめぐり、2013年9月に先に言及したスタンスから政策当局への意見提出を行っている。採択された非財務情報開示指令の内容については、

⁹⁾ 木下由香子「欧州におけるCSRの動向と課題 — 非財務情報開示に関するポジションペーパー作成にむけて」（WICI Symposium 2009資料、2009年11月20日）

図表2 2000年以降のEUのCSR戦略

2000年	欧州理事会「成長と雇用のためのリスボン戦略」
2001年	欧州委員会グリーンペーパー「企業の社会的責任のための欧州枠組みの推進」
2002年	欧州委員会コミュニケーション「企業の社会的責任：持続可能な開発へのビジネスの貢献」
2005年	欧州理事会リスボン戦略改訂
2006年	欧州委員会コミュニケーション「成長と雇用のためのパートナーシップの実践：欧州をCSRに優れた極とするために」
2010年	欧州理事会「欧州2020」
2011年10月	欧州委員会コミュニケーション「CSRに関するEU新戦略2011-14」
2013年4月	欧州委員会指令案「大会社への非財務およびダイバーシティ情報の開示に関する理事会指令の修正」
2014年10月	同指令発布

出所) 筆者作成

図表3 CSR委員会によるポジションペーパー（2013年以降）

2013年2月	「ICTセクター・ガイダンスのためのEUビジネスと人権」コメント提出
2013年6月	紛争鉱物パブコメ回答
2013年9月	ESG情報開示に関するJBCE意見内容を提出（欧州議会、欧州理事会）
2014年8月	EU委員会のCSR戦略2011-2014パブコメ回答
2015年1月	JBCE & JEITA共同ポジション「責任ある鉱物調達に関するEUのアプローチ」
2015年9月	EUのCSR戦略2015-2019についての意見提出

出所) JBCE資料およびJBCEホームページを参照。

2014年9月にJBCEがそれを歓迎する旨の声明を出したように、JBCEをはじめとする企業サイドの意見を反映するものとなったように思われる。

また、近年のCSR委員会における優先項目としては、①紛争鉱物問題、②EUのCSR戦略、③非財務情報開示があげられており、2013年度以降のCSR委員会の活動およびポジションペーパーの内容もそれらに対応したものとなっている（図表3・4参照）。

図表4 CSR委員会の活動（2014年以降）

1) EUのCSR戦略

- ・欧州CSR戦略2015-2019に関する意見書を発出（2015年9月）
- ・欧州CSR マルチステークホルダー・フォーラム（EMSF）への参加（2015年2月）
- ・European Coalition for Corporate Justice(ECCJ)と意見交換(2015年1月)
- ・欧州委員会のCSR戦略見直しに関するパブリック・コンサルテーションに回答（2014年8月）
- ・日EU CSRワーキンググループ（日本国経産省-欧州委員会DG・GROW）への参加（2014年7月、2015年11月）

2) 非財務情報開示指令

- ・非拘束的なガイドラインに関して欧州委員会と意見交換（2014年11月、2015年10月）
- ・JBCEの意見を反映した指令の採択を歓迎（2014年9月）

3) 紛争鉱物問題

- ・理事会議長国（ラトビア）や欧州議会ラポーターと意見交換（2015年6月、10月）
- ・他の産業団体(Digital Europe等)との共同意見書に署名（2015年3月）
- ・JEITAと共同で意見書を発出（2014年12月）
- ・OECDや欧州委員会（貿易総局）と意見交換（2014年9月）

4) JBCE ラウンドテーブル（日欧企業対話の促進）

- ・ジェンダーダイバーシティ（2015年3月）
- ・欧州CSR政策について：欧州議会においてCSRヨーロッパとの合同イベント（2014年4月）
- ・ビジネスと人権（2013年1月）

出所) JBCEホームページより作成。

<http://www.jbce.org/wp-content/uploads/2016/02/for-web-2016-Feb-%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9Erev.pdf?08a3ae>（2016年2月27日アクセス）

このように、CSR委員会はEUにおけるCSRの政策展開に対し、在欧日系企業の立場から意見表明を行い、さまざまな団体から注目される存在となった。2015年2月に開催されたESMFでは、欧州のこれからのCSR政策をテーマに、500名を超える参加者を集めるなか、CSR委員長の木下由香子氏がパネルセッションでのパネラーを務めるなど、EUにおける企業サイドのステークホルダーとして存在価値を高めているように思われる。

4 JBCEのブリーフィングと質疑応答

本節では、JBCEの関係者に対して行ったインタビュー¹⁰⁾に基づき、近年のJBCEの活動について、その主な内容を記すことにしたい。

1) JBCE創設時から近年まで

川口) JBCE立ち上げの頃は、WEEE指令およびRoHS指令が日本企業にとってまさに「生き死に」に関わる問題だった。当時は、EU政策当局もそのようなルールを作ろうとしたものの先行きがどうなるか、また政策決定過程も不確かな状態であった。例えば、急遽、欧州委員会の政策担当者や欧州議会議員に会いに行かねばならないといった働きかけを必要とするような状況があったと聞く。その後、活動の幅が個別規制というよりも、幅広い活動に関与するようになり、また政策決定過程もコンサルテーションの段階なども含めて固まるようになったため、どういうタイミングで意見を出すべきかというプロセスが明らかになってきた。

日本企業は、コンプライアンス、すなわち出来上がった規制をしっかりと守ろうとすることに懸命となるが、一歩進んで、規制が社会問題の解決と自社ビジネスの発展の両立を達成するためにどうするかというところに、プロアクティブに対応することが必要である。すなわち、自分たちの情報を政策当局にインプットして法律を作り出すことを考えるようになった。政策形成段階の早い時期の方が、さまざまなステークホルダーの関与も少なく、ロビー活動の成果を得やすいと考えられる。

REACH規則などの個別規制は、EUが推進する「資源効率」という広い政策的な枠組みから考える必要がある。なぜなら、EUは貿易の上で資源の輸入に多くを依存しており、資源効率を具体的に展開させる規制を必要としているからだ。日本企業はその点ではリサイクルをはじめとする実

¹⁰⁾ 注3を参照。ブリーフィングと質疑について主な内容を記した。

践活動に慣れており、むしろ日本企業の側から、EU規制のデザインに影響を与えていくことが得策であろうと考える。ただし、欧米の方がやはりビジョン形成や原則志向の考え方を打ち出すのがうまく、日本はどちらかという積み上げ的思考スタイルから行動するので、政策形成への関与をさらに踏み込んで、どのように進めるべきかがJBCEの現在の課題である。

JBCEにはさまざまな委員会があるが、活動状況から見て、一番開催が多いのは環境委員会であるが、最近では通商委員会も開催頻度が高い。日本とEUのFTA/EPA交渉の早期締結のために、産業界の立場からの働きかけを行っている。次いで開催頻度が高いのがCSR委員会である。

2) ロビー活動の実績と将来課題

川口) ロビイストの登録については、EU当局はさらにトランスパレントなものにすることを考えているようである。アメリカとEUのFTA交渉において、アメリカ側のロビイストが暗躍し、EU消費者の利益を阻害しているとの報道も見られたが、2014年11月の新政権（ユンケル欧州委員会委員長）では、Transparency Register制度のもとに、誰がロビイスト登録者といつ会ったかを記録に残すようになった。また、ロビー活動の展開では、数多くのロビイストの中で、合理的な根拠のある提案を行うロビイストの価値を認めてもらうことが重要であり、JBCEはRoHS指令の際に、米欧企業のように法案に単に反対をするのではなく、法案の意義を認めた上で、独自の提案を行ったこともその後の政策当局の信頼を勝ち得た経験となった。

現在、RoHS指令禁止物質を、現行の6物質からさらに増やす見直し作業が進行中であるが、JBCEは欧州委員会が催す非公式の会合に主要なステークホルダーの一つとして招かれている。すなわち、これまでの活動実績が評価され、政策の方向性を見出したり、政策に影響を及ぼすことが可能な機会を持つようになった。JBCEの環境委員会のこれまでの実績のもとに、他のさまざまな機会においてもJBCEの委員会活動の役割拡大を図っていきたい。

EUにおける在欧日系ビジネス協議会（JBCE）のロビー活動 — CSR委員会の活動を中心に

上述したように、EUの政策過程はマルチステークホルダー・プロセスのもとで確かに開かれているものだが、ロビイストの活動実績も当然のごとくEU当局により評価され、活動実績に応じて、いわば「インナーグループの一人」としての存在として位置するようになるともいえるのである。また、たとえば政策担当者が変わると、はじめから人間関係を再構築しないとイケないのかなど考えていたりもしたが、そうではなく前任者はそれを最も重要な引き継ぎ事項として後任者に伝えていたようであった。ロビー活動とはいえ、人間関係要素なしでは成り立たない世界である。

3) CSR委員会の活動

木下) 2015年は、EUのCSR戦略見直しの年である。2014年11月に新政権となり、2015年2月に開催された欧州CSRマルチステークホルダー・フォーラム（ESMF）なども新担当者のもとで運営され、従来と比べて様式が変化した。具体的には、従来は招待されたステークホルダーが参加する形式であったのが、誰もが申し込みをすれば自由に参加できるようになった。参加者は約520名にのぼり、従来の200名程度の規模から増大した。また、テーマも従来は少数に絞られていたが、今回は広く11テーマで開催された。欧州委員会の中心的な担当部局は、現在、成長総局であるが、CSRはさまざまな部局に入り込んでいるため、それらをコーディネートする役割を担う。成長総局は企業総局を母体に機構改革のもとに発足したが、CSRに対するスタンスがどのようなものかはまだわからない。ただし、現在のCSRの重点事項には、「ビジネスと人権」の問題が位置しているようであり、そうなると、他の開発協力総局のようなどころとも関連が出てくると思われる。また、企業競争力に力を入れているポジティブなCSRの見方からすると、人権CSRのテーマはややコンプライアンス重視の面もあるといえよう。

欧州委員会は、2014年9月の非財務情報開示指令で一段落したところのようであるが、次なる取り組みの重点は、「統合報告」と「人権デュー・

ディリジェンス」といったあたりではないかと思われる。ラギー・フレームワークに基づく開示フレームワークも作成され、なんらかの形での規制についての議論が進むのではないかと予想する。この次に欧州委員会が発表することが予想されるCSRの次期政策方針に取り込まれる可能性もあろう。法的規制に対する企業側の抵抗は続くであろうが、透明性を確保するための開示義務という形に向かう可能性はあるであろう。

田中) 企業の情報開示が機能するには、開示された情報を受け手としてのさまざまなステークホルダーがどのように活用するかが重要である。一番の問題点は、CSR報告書を読む読者が限定されていることである。エンゲージメントの有効性も、ステークホルダーの監視効力に規定されると思われる。株主やNGO等とのエンゲージメント活動を含めて、そのあたりの日本を含めた実態についてどのように考えるか。

木下) 日本では、ステークホルダー・エンゲージメントを行うことに対して非常に難しいイメージを持っているように感じる。欧州のほうがもう少し気軽に、コミュニケーションを上手にとっているような印象を受ける。対話の場を設けても、それほど硬くならず自分の意見を混ぜながら話したりする。一方、日本の場合は堅苦しくなりがちで、この違いはコミュニケーションの取り方の違いにも要因があるような気がする。欧州では、敵対的なNGOともコミュニケーションをとることで、事前情報をキャッチできる場合もあり、企業としてはリスク回避の意味からも非常に有効な手段と考えられている。

4) 欧州委員会とNGOの関係

田中) 欧州NGOを背後で牛耳るのは欧州委員会や欧州議会議員ではないかという見方もある。企業に対する規制については両者の利害は一致する面もあるからである。このあたりどのように考えるか。

木下) たしかにマルチステークホルダーの議論の担保という観点から、欧州委員会はNGOの存在も大切にしている。また、一部にはNGOと非常に仲

EUにおける在欧日系ビジネス協議会（JBCE）のロビー活動 — CSR委員会の活動を中心に

の良い欧州議員も存在する。ただし、私が欧州委員会の方から聞いた話では、NGOとの関係構築に非常に苦勞したという。NGOは、2006年のCSRコミュニケーションが公表された後に、欧州委員会との会合をボイコットし、その後、交渉テーブルに戻るための提案をいくつか示し、そのうちの 하나가非財務情報開示を議論することであったと聞いている。欧州委員会は、自分たちの役割は、社会の持続的発展に必要な期待値を示す（時には規制という方も使う）とともに、欧州に力がつくための環境を整備することであるとし、これを規制のスマートミックスという言葉を使って表現している。

田中）一方で、加盟国にはEU規制を設けることで法制度の調和化が図られる。EU統合の推進を目指す欧州委員会の最大の仕事は規制づくりではないかという見方もある。現状、加盟国の法律の7割は、EUによる指令等の国内法制化であり、加盟国の主権は「3割国家」とも言われる状況である。

川口）新政権では、ユンケルの見方でいうと、EUには規制が多過ぎるとしている。家庭用電気製品のヘアドライヤーやコーヒー・マシーンまで規制する必要があるであろうかといっている。ベター・レギュレーションが重要であるとしており、今年発表されたワークプログラムでは提出する法案の数が大幅に減っている。また廃案提案も例年より多く出されており、前政権が進めた「資源効率」法案も廃案の対象となっている。NGOサイドから見ると、新政権は環境に対しやや後ろ向きであるとの見方も聞かれる。またベター・レギュレーションは、EUの補完原則の視点から見ると、加盟国で出来ることは各国でやってくれとのスタンスだが、一方、企業の立場から見ると、各国で別々の法律ができるよりも、EU共通のルールのほうが対応は容易い。規制協力については、米欧の対応の差異があり、企業を保護するほうに力点があるのが米国の規制であり、一方で個人情報保護等、市民や消費者サイドに力点があるのがEUの規制の特徴である。現状、日本経団連も規制協力に前向きの姿勢であり、政府間の規制協力の限界を補完するのに、JBCEなどの役割があると考えている。

5 おわりに ～今後の課題

在欧日系企業を代表する非営利組織として設立されたJBCEの活動は、15年を超え、EUの政策過程において日本の製造業を主体とする企業の利害を代表する組織として着実な位置を得たように見える。本稿は、設立経緯をふまえ、JBCEの全般的な活動を眺めつつ、近年のCSR委員会の活動を中心に紹介してきた。

今日、企業活動がグローバル化する中、CSR政策においても、国際的な協力関係の構築や相互理解の向上が不可欠となっており、最近の動きとして、経済産業省と欧州委員会成長総局との間の産業政策対話の枠組みの一つとして発足した「日EU CSR Working Group」の日本開催（2015年11月）に当たり、JBCEは参加団体として招待を受け、議論に参加している。

JBCEの今後の課題としては、環境委員会のこれまでの活動実績の成果とそれに基づく信頼をもとに、他のさまざまな委員会活動においてもその役割拡大をさらに図っていくことであると考えられる。また、CSRの領域においては、EUの新たなCSRコミュニケーションの行方を注視していくことが課題である。とりわけ、「統合報告」とラギー・フレームワークを基礎とした「人権CSR」に対して、EUがどのような指針を打ち出すかが焦点である。EUの動向が世界に及ぼす影響を考慮し、その政策過程に意見表明を行うことが必要であり、グローバルなルール形成に主体的に取り組むことが日本企業の重要課題であると思われる。

謝意) JBCEの川口征洋氏（現 経済産業省）、木下由香子氏にインタビューに応じて戴き、また現事務局長の積田北辰氏から最新の資料を頂戴した。また、本稿掲載にあたり、内容面で各氏よりコメントを頂いたことを記して感謝したい。

EUにおける在欧日系ビジネス協議会（JBCE）のロビー活動 — CSR委員会の活動を中心に

参考文献

藤井敏彦（2012）『競争戦略としてのグローバルルール』東洋経済新報社。

藤井敏彦（2009）「日本企業およびEUの関係の深化—環境リサイクル指令ロビイングを事例として」田中俊郎・庄司克宏・浅見政江編『EUのガバナンスと政策形成』慶應義塾大学出版会。

ヨース, E.・ヴァルデンベルガー, F. (2005) 『EUにおけるロビー活動』（平島健司監訳）日本経済評論社。

川口征洋（2014）「攻めの対応で『危』を『機』に」『ジェトロセンサー』2014年8月号。

木下由香子（2014）「EUのCSR新戦略とビジネスと人権」『アジア研ワールド・トレンド』2014年5月号。

西谷武夫（2011）『パブリック・アフェアーズ戦略』東洋経済新報社。

田中信弘・木村有里編（2012）『ストーリーで学ぶマネジメント』文真堂。

吉野誠二（2015）「15周年記念を迎えたJBCE」『JMC』2015年1月号。

* 本研究は、JSPS科研費「ソフトローとしてのCSR国際規格のエンフォースメントとその有効性」（課題番号：15K03620）の助成を受けたものである。